

古河市障がい者活躍推進計画

(市長部局・古河市教育委員会)

令和2年3月



目次

I	策定にあたって	1
1	策定の目的	1
2	策定主体	2
3	計画期間	2
4	周知・公表	2
II	障がい者雇用に関する課題	2
III	目標	3
1	採用に関する目標	3
2	定着に関する目標	3
3	満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	3
4	キャリア形成に関する目標	3
IV	取組内容	4
1	障がい者の活躍を推進する体制整備推進体制の整備	4
2	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	4
3	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	5

～ 障害の表記について ～

古河市では障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から人や人の状態を表す場合は、できるだけ「障害」の「害」の字をひらがなの「がい」と表記することとしました。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等についてはそのまま漢字で「害」と表記します。

I 策定にあたって

1 策定の目的

古河市役所市長部局及び古河市教育委員会（以下「古河市」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、障がいのある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

しかしながら、平成 30 年に公務部門における対象障がい者の報告誤りの実態が全国的に判明し、古河市においても再点検を行った結果、法定雇用率の母数である非常勤職員の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが判明しました。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和元年 12 月 31 日時点では法定雇用率を達成するに至りました。

また、令和元年 6 月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障がい者が活躍するためには、「第 3 期古河市障害者基本計画」にもあるように、就労意欲のある障がいのある人の適性と能力に応じた働き方ができるようにすることが重要です。

そこで、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の基本理念や勤務する障がいのある職員の意見等を踏まえ、「古河市障がい者活躍推進計画」を古河市役所市長部局、古河市教育委員会の連名で策定しました。ただし、計画の取組内容、実施状況の点検・公表等については、古河市役所市長部局、古河市教育委員会ごとで実施します。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、古河市役所全体を挙げて取り組んでまいります。

2 策定主体

古河市役所市長部局及び古河市教育委員会が策定します。古河市議会事務局、古河市農業委員会事務局、古河市監査委員事務局及び古河市選挙管理委員会事務局とは、連携して対応していきます。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

※なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

策定又は改訂を行った計画は、庁内の情報系システムへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、古河市役所市長部局、古河市教育委員会ごとに毎年度、点検・公表します。

II 障がい者雇用に関する課題

古河市においては、策定の目的において述べたとおり、平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、法定雇用率が未達成であったことが判明しました。令和元年12月31日時点では法定雇用率を達成するに至りましたが、障がいのある職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要と考えられます。

特に、障がい者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制をしっかりと整備し、計画策定から取組の推進・見直しについて、PDCAサイクルを確立する必要があります。

また、障がいのある職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えるとともに、全ての職員が障がいについて理解を深めていく必要があります。

Ⅲ 目標（市長部局、古河市教育委員会共通）

1 採用に関する目標

【実雇用率】 当該年6月1日時点の法定雇用率以上。

（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
※市長部局及び教育委員会を合算して、法定雇用率を達成します。

（参考） 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.43%

2 定着に関する目標

【定着率】 不本意な離職者を極力生じさせない。

（評価方法） 毎年の任免状況通報の時期に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。

3 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

【ワーク・エンゲージメント】 前年度を上回る。

※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集します。

（評価方法） 毎年4月時点で在籍している障がい者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。

4 キャリア形成に関する目標

【職務の拡大】 毎年度1項目の障がい者が担当する新たな職域を開拓します。

（評価方法） 毎年度、人事記録等を基に把握・進捗管理。

IV 取組内容（市長部局、古河市教育委員会）

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1)組織面

- 障害者雇用推進者として職員課長、教育総務課長を選任します。
- 令和2年7月までに、障害者雇用推進者、財政主管課、組織・定員管理主管課、障がい福祉主管課、施設管理主管課の責任者等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置し、障がいのある常勤職員・会計年度任用職員等に広く参画を呼びかけます。
- 「障がい者雇用推進チーム」については第1回を令和2年8月までに開催するとともに、原則として年1回開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱います。
- 役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行います。

(2)人材面

- 障害者職業生活相談員に選任された職員（選任予定の者を含む。）は、茨城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。
- 障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、茨城労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（e-ラーニング版。厚生労働省）」等を周知・活用し、障がいに係る基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図ります。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。
- 新規採用又は部署異動の際には面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行います。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

- 障がい者からの要望を踏まえ、環境整備、就労支援機器の購入を検討します。
- 新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。
- 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

(2) 募集・採用

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

(3) 働き方

- 時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進します。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

(4) キャリア形成

- 任期付きの非常勤職員等について、採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行います。
- 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施します。

(5) その他の人事管理

- 必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
- 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。
- 配置先については、例えば、下肢に障がいのある職員をエレベーター設備のある施設に配置するなど、本人と協議の上、必要な範囲で、合理的配慮の提供を行います。



古河市

KOGA CITY

古河市障がい者活躍推進計画
(市長部局・古河市教育委員会)

令和2年3月

発行 古河市役所市長部局・古河市教育委員会

編集 総務部 職員課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL 0280-92-3111 FAX 0280-92-4690

E-mail shokuin@city.ibaraki-koga.lg.jp

教育部 教育総務課

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38 番 18 号

TEL 0280-22-5111 FAX 0280-22-5105

E-mail kyouiku.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp
